

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊山口駐屯地
第322会計隊長 平木 博貴

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5QF911100620		5RRJ1A63001 0001					
品名 または 件名							
産業廃棄物収集運搬及び処理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり（混合廃棄物）							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
山口駐屯地				山口駐屯地業務隊補給科岸田1曹（262）			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
山口駐屯地業務隊補給科岸田1曹（262）				令和7年11月28日（金）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

入札資料等は、第322会計隊契約班窓口において配布する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和7年7月3日（木）10時00分 第322会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) **令和07・08・09年度**競争参加資格（全省庁統一資格）「**役務の提供等**」D等級以上格付けされ**中国地域**の競争参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

2 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。

3 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 違 約 金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

5 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

6 契約書の作成

契約書を作成する。
契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

- (1) **郵便**による入札については、**令和7年7月2日（水）17時00分**到着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第322会計隊契約班まで行うとともに到着の確認を必ずお願いします。
また入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、**開札前までに資格決定通知書の写し**を提出してください。（FAX可）
- (4) 代金の支払時期については官側が請求書を受理した日から30日以内とすることを承諾し、入札書の提出をお願いします。
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) **市価調査等依頼**の場合はご協力をお願いします。（**締切日：令和7年7月1日（月）17：00まで**）
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒753-8503 山口県山口市上宇野令784 陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班 担当：泰井（たいい）
TEL 083-922-2281内線(342) FAX 083-922-2286（直通）
E-mail: ma322fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (9) 仕様書に関する問い合わせ先
〒753-8503 山口県山口市上宇野令784 陸上自衛隊山口駐屯地 業務隊補給科 担当：岸田
TEL 083-922-2281内線(262)

本公告は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

仕 様 書

件 名	産業廃棄物収集運搬及び処理	作成年月日	令和7年 6 月 / 6 日
		作成部隊名	山口駐屯地業務隊
1	適用範囲	本仕様書は、産業廃棄物処理について規定する。	
2	受渡場所	山口市上宇野令 7 8 4 陸上自衛隊山口駐屯地	
3	処理品目		
	鉛蓄電池		
	バッテリー × 1		12 k g
			<u>小計12 k g</u>
	廃電池		
	リチウム電池JBA-7008 × 14		12.4 k g
	リチウム電池JBA-7005 × 27		13.5 k g
	リチウム電池JBA-5004 × 36		21.6 k g
	リチウム電池BR2/3A × 77		1.2 k g
			<u>小計48.7 k g</u>
	アルカリ電池LR-20 (単1) × 104		14 k g
	アルカリ電池LR-6 (単3) × 2265		52 k g
			<u>小計66 k g</u>
	混合廃棄物		
	印字器 (GPR-17-C) ×1		7 k g
	印字器 (GPR-28-D) ×2		30.6 k g
	印字器 (GPR-36) ×1		8.1 k g
	印字器 (X3470) ×1		10.7 k g
	タスコム本体一式 ×2		44 k g
	タスコム構成品一式 ×2		40.6 k g
	タスコム背負子 ×2		4 k g
	タスコム架台プレート (1) ×2		7 k g
	タスコム架台プレート (2) ×2		14.4 k g
	タスコム電源装置 ×2		5.4 k g
	タスコムページャ空中線 ×2		10 k g
	タスコム電池箱 ×1		4 k g
	タスコム延長ケーブル ×1		1.6 k g
	タスコム符号変調器 ×2		0.2 k g
	地線素子 (1) ×2		0.5 k g
	地線素子 (2) ×1		0.5 k g
	液晶カラーモニター ×1		7.5 k g
	ラミネーター ×1		2.5 k g
	外付HDD ×1		0.2 k g
	模写伝送装置GFX-19 (1) ×1		6.1 k g
	模写伝送装置GFX-19 (2) ×1		5.7 k g

模写伝送装置GFX-19 (3) ×2	14.2 k g
電話機 (JTA-T1) ×2	6.4 k g
デジタルカメラ (GPH-146-C) ×1	0.2 k g
デジタルカメラ (GPH-146) ×1	0.7 k g
デジタルカメラ (GPH-130) ×2	0.3 k g
指揮管理端末装置 ×1	6 k g
指揮管理端末装置モニター ×1	3.7 k g
PC用電源 ×15	6.5 k g

小計248.6 k g

合計375.3 k g

4 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書によるほか「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等に基づき実施するものとする。
- (2) 受注者は、本役務の実施により施設等に、損害を与えた場合は賠償しなければならない。
- (3) 受注者は、あらかじめ収集日時について官側の承認を受けるものとする。
- (4) この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、官側の指示に従うこととする。

5 特記事項

処理とは、産業廃棄物の収集運搬（積込み）・中間処分・最終処分をいうものとする。

6 提出書類

- (1) 「産業廃棄物収集運搬業許可証」写し 1部（契約後速やかに）
- (2) 「産業廃棄物処理処分業許可証」写し 1部（契約後速やかに）

7 検査

本役務は、請負者が産業廃棄物の収集運搬処分及び現場清掃を実施し、廃棄物管理票（マニフェスト）の履行期間内の提出・検査官の確認をもって検査合格とする。

8 連絡先

山口駐屯地業務隊補給科補給班
担当 岸田 1 曹 (083-922-2281 (内) 262)

